

令和 3 年度八代市日本遺産ストーリーブック作成業務
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名 令和 3 年度八代市日本遺産ストーリーブック作成業務委託

2 委託業務内容 別添仕様書のとおり

3 業務委託期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 26 日まで

4 予算上限額 4,528 千円 ※消費税及び地方消費税の額を含む

5 参加要件等

- (1) 登記簿上の本店（個人の場合は、主たる営業所をいう。）が日本国内にあること。
- (2) 自治体又はこれに類する団体、観光団体等で同種の業務の事業実績があること。
- (3) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (4) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (5) 宗教活動または、政治活動を行わないこと。
- (6) 労働基準監督署から是正勧告を過去 2 年以内に受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (8) 国及び地方自治体の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (9) 市税滞納をしていないこと。（国税、地方税を含む。）
- (10) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

7 審査委員会の開催

公募の審査を公正に行い、事業実施予定者となる候補者及び次点者を選定するために「令和3年度八代市日本遺産ストーリーブック作成業務事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、プロポーザルの実施、評価、委託候補者の選定を行う。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によってはプレゼンテーション・審査委員会を開催せず、提出された応募書類による審査のみを実施する場合があります。

(1) プレゼンテーション・審査委員会開催日時

令和3年7月19日（月）

(2) 開催場所

応募事業者へ後日連絡

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施の上、プレゼンテーション・審査委員会を開催する際には、出席者のマスク着用など感染拡大防止対策へのご協力をお願いいたします。

(3) 実施時間

1 事業者につき30分程度を予定。事業者から20分程度で企画提案内容を説明した後、審査員による10分程度の質疑応答を行う。

(4) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明する。また、プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は協議会で用意するので、事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

(5) 説明者について

事業者側の参加人数は、3名以内とすること。

8 評価に関する事項

(1) 審査基準は、別記「評価及び配点基準」のとおりとする。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準を定める。

9 評価及び配点基準

評価及び配点基準は下表のとおりとする。

審査項目	評価内容	評価基準	配点
①基本要件	実施体制	・委託期間中、確実に業務を遂行できる人員の確保等、体制が整えられているか。 ・業務を行う上で、必要とされる専門知識や経験を有しているか。 ・効率的・効果的に業務遂行が行える独自の対応、機能等をもっているか。	20

	類似事業の実績	・本事業に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当事業に生かされることが期待できるか。	20
②企画提案事項	事業実施方針	・日本遺産「八代を創造した石工たちの軌跡」のストーリー、事業の内容や目的を理解し、魅力ある企画・独創性や的確性、地域性などの着眼点が優れているか。 ・作成コンセプトは、事業の目的・ターゲットとなる年齢層に合っているか。	60
	ページ数	・ページ数が十分に確保されているか。	10
	提案内容の実現性	・適切なスケジュールが設定されているか。 ・事業提案内容が具体的に記載されており、実現性のある内容か。	20
③経費	見積内容	・効率的な実施による経済性に優れた価格となっているか。 ・企画提案内容に見合った適切な積算となっているか。	20
合 計			150

10 委託業者の選定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、見積金額を参考に最優秀提案者を選定する。

11 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 八代市ホームページでの公募開始 | 令和3年6月28日(月曜日) |
| (2) 質問受付期限 | 令和3年7月5日(月曜日) |
| (3) 質問に対する回答期限 | 令和3年7月7日(水曜日) |
| (4) 応募申請関係書類の提出期限 | 令和3年7月12日(月曜日) |
| (5) プレゼンテーション・審査会 | 令和3年7月19日(月曜日) |
| (6) 審査結果の発表、通知 | 令和3年7月下旬 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和3年7月下旬 |

12 スケジュール及び提出物等詳細

- (1) 八代市ホームページでの公募開始
- ア 開始日 令和3年6月28日(月曜日)
- イ 内容
- ・仕様書

- ・事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・各種提出様式
- ・八代市の日本遺産認定ストーリーに関する資料

(2) 質問書

ア 提出物 仕様書等に対する質問書（別紙様式3）

イ 受付期限 令和3年7月5日（月曜日）

ウ 質問方法 メール（bunka@city.yatsushiro.lg.jp）

※タイトルに「【会社名】質問書：八代市日本遺産ストーリーブック作成業務」と記載のこと。

エ 回答方法 電子メール

※質問提出者に電子メールで通知するとともに、八代市ホームページに掲載します。なお、質問への回答は、本要領及び関係書類の追加及び訂正とみなします。

(3) 応募申請関係書類

ア 提出物 応募申請書（様式1）……………1部
 会社概要（様式2）……………1部
 企画提案書等（様式4）……………1部
 提案書（任意様式）……………7部
 実施体制表（任意様式）……………7部
 業務スケジュール（任意様式）…7部
 見積書（任意様式）……………1部

イ 注意事項 ・提出書類はA4 長辺綴じ（ホチキス留め、図表等については、A3 版の折り込みも可）とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。
 ・業務の実施方針及び手法、内容とともに、実施スケジュール案及び業務体制表について記載すること。
 ・業務の実施内容に関しては、別紙「仕様書」において委託業務内容に掲げる行事毎に分かりやすく記載すること。
 ・ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページに印字すること。
 ・見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。
 ・【八代市日本遺産活用協議会会長】あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

ウ 提出期限 令和3年7月12日（月曜日）17時まで（必着）

エ 提出場所 八代市日本遺産活用協議会事務局

（〒866-0844 熊本県八代市旭中央通3-11 TSビル3階 文化振興課内）

オ 提出方法 持参又は郵送

(4) プレゼンテーション・審査会

ア 日 時 令和3年7月19日（月曜日）10時～17時の時間内

イ 場 所 八代市役所（応募事業者様へ後日ご連絡いたします。）

ウ 備 考 プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は協議会で用意するので、事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン・ケーブル等は参加者で準備すること。

（5）審査結果通知

ア 通知日 令和3年7月下旬 ※選定後速やかに通知します

イ 通知方法 郵送

1.3 契約締結

- （1）審査により選定された最優秀提案事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。なお、企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、最優秀提案事業者との協議により契約締結段階に、業務仕様書の変更のない範囲において、調整を行う。
- （2）最優秀提案事業者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に国及び地方自治体の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は協議会発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

1.4 契約の締結

令和3年7月下旬（予定）

1.5 その他

- （1）提案、契約手続きにかかる費用については、プロポーザルに参加する提案者の負担とする。
- （2）協議会は、公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問い合わせには応じない。
- （3）失格要件として、下記のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。
 - ① 参加する資格のない者が行った場合
 - ② 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
 - ③ 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
 - ④ 1人で2人以上の提案をした場合
 - ⑤ 代理人でその資格のない場合
 - ⑥ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
 - ⑦ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合
- （4）下記の各項のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。
 - ① 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することが出来

ないと認められるとき。

② 天災その他やむを得ない理由により、本手続きを行うことが出来ないとき。

(5) 参加事業者に対して、下記の義務を求める。

① 参加事業者は、提出した関係書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された書類については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

② 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

1 6 情報漏えいの禁止

受託事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱においては、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

1 7 遵守事項

受託事業者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、最高の技術を駆使するとともに、発注者の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

1 8 問合せ先

八代市日本遺産活用協議会事務局（八代市旭中央通 3-11 TS ビル 3階 文化振興課内）

電 話：0965-33-4533

F A X：0965-33-4516

メール：bunka@city.yatsushiro.lg.jp